

顧問先様用

2022.10.1施行



寺島戦略社会保険労務士事務所
TERASHIMA STRATEGIC HR OFFICE

2022年10月1日施行 職業安定法 改正内容について (2022/7/11版)

寺島戦略社会保険労務士事務所 所長 寺島 有紀

改正の概要



求人、求職活動においてインターネット利用がメインとなる中、2022年10月1日から「職業安定法」が改正されます。

改正職業安定法により、**多種多様な求人メディアを法律上に位置付けルールを整備するとともに、求職者情報を取り扱う事業者に対しては届出制を導入することや苦情処理の体制整備が義務付けられる等の改正が行われます。**

また、労働者の募集を行う**求人企業に対しても、募集情報の的確表示等の義務が課されることとなります。**こちらは特段求人メディア等を運営していない一般の企業でも対象となる義務となります。

求人メディア、求人広告等を運営されている企業様やすでに現行の職業安定法上の「募集情報等提供事業者」に該当する企業様については影響が大きい改正となりますため、必ずお目通しいただきますようお願いいたします。

なお、**求人メディア等を運営していない一般企業様においてはスライド7のみが関係するものと考えますのでスライド7はお目通しいただければ幸いです。**

東京労働局等に細かい内容を照会しておりますが運用についてまだ未確定なところは改正目前にしてもまだまだ多くあるようですので、細かな点については、情報のアップデートがあれば、その都度ダウンロードサイトにも改正版本資料を公開してまいります。

【背景】

求職者の入社経路の約30%がインターネット求人メディア！

・厚生労働省によれば、**求職者の入社経路のうち29.5%がインターネット求人メディア**となっており、ハローワーク（21.7%）や職業紹介事業者（8.3%）を上回っています。

求人メディアに様々な類型サービスが登場している！

・インターネット上の求人情報を収集して求職者等に提供するアグリゲーター、求職者の情報をデータベース化して求人企業等に提供する人材データベース等**様々な類型のサービスが展開されるようになっている。**

これまでも求人メディア等を募集情報等提供と位置づけ指針でルールを定めてはいたが、これまでの職業紹介の枠組みや想定を超えており、法規制が実態に追い付いていない！

【ねらい】

雇用仲介事業としてその**役割や存在感が増している求人メディア等**に対し、**求職者保護の観点から守るべきルールを整備し、実態把握や指導監督が行えるように改正する。**

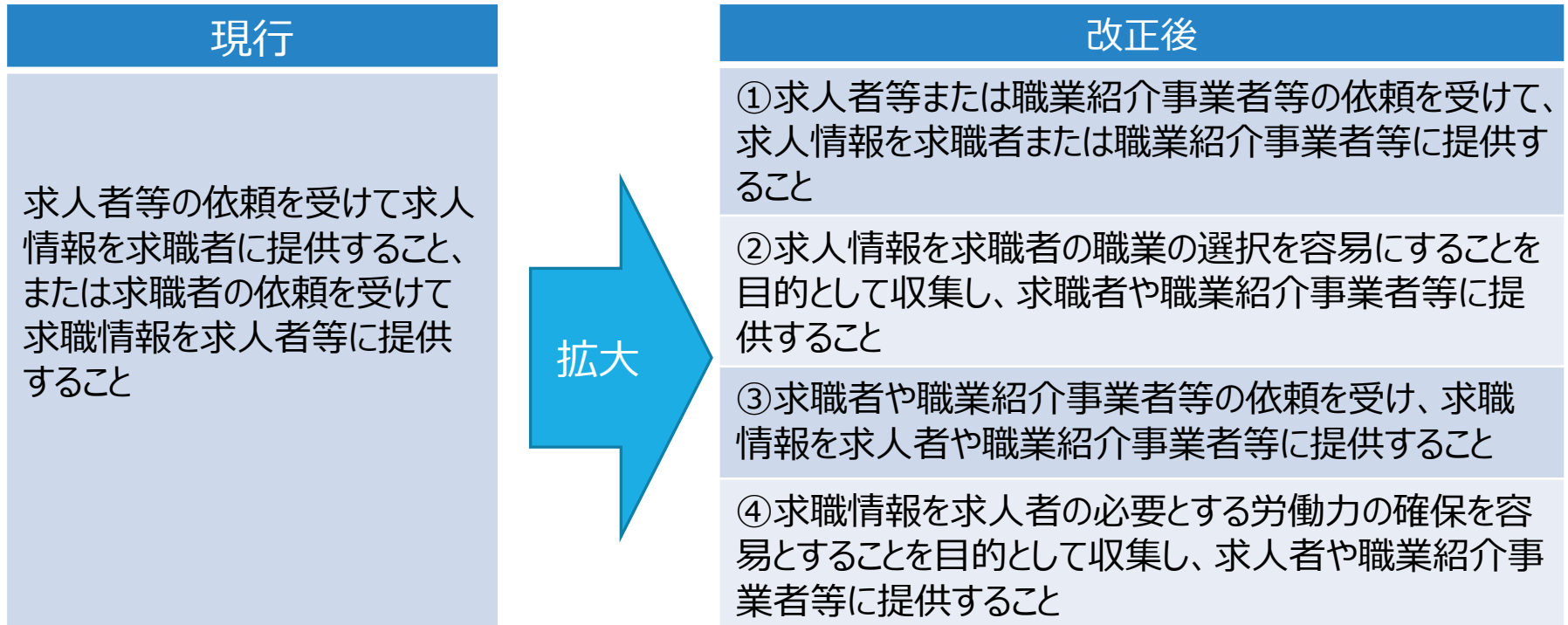


改正内容

① 募集情報等提供の定義の拡大

改正職業安定法では募集情報等提供の定義を拡大し、これまで該当しなかった**求人者・求職者以外の者**に対して情報を提供することや、**求職者や求人者等から依頼を受けずに自ら情報を収集し、求人者や求職者等に提供することも**定義に追加し、**4つの類型に分類**されました。これにより幅広い求人メディア等において職業安定法上の定めが適用されることとなります。

◆ 募集情報等提供の定義





改正内容

②特定募集情報等提供事業者の 事前の届出制の義務の導入

新設

改正職業安定法では、**求職者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う者**については、求職者保護の観点から「**特定募集情報等提供事業者**」と規定し、**事前の届出制が導入されます**。なお届け出た事項に変更があった場合（30日以内）や、事業を廃止した場合（10日以内）も同様に届出が必要となります。

◆特定募集情報等提供事業者の届出制

事業開始の届出事項

- ①氏名または名称
- ②住所
- ③連絡先
- ④職業紹介事業者または派遣事業者の場合には許可番号又は届出番号

※個人の場合には住民票の写し、法人の場合には**登記事項証明書**を添付して原則オンラインで届出。

◆罰則

改正で以下の罰則も新設されました！

- 届出をしないで特定募集情報等提供事業を行ったときは、**6か月以下の懲役または30万円以下の罰金**、虚偽の届出をした場合は30万円以下の罰金
- また、変更や廃止の届出をしなかった場合や変更・廃止にあたり虚偽の届出をした場合は**30万円以下の罰金**

(参考) 実際の 届出様式



様式第8号の3 (表面)

(日本産業規格A列4)

※ 届出受理番号	
※ 届出受理年月日	年 月 日

特定募集情報等提供事業届出書

厚生労働大臣 殿

①届出者

職業安定法第43条の2第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

② 名 <small>(ふりがな)</small>		
③ 所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒	—
④ 電話番号	()	
⑤ 代表者	役名	
	<small>(ふりがな)</small> 氏名	
⑥ 事業開始予定年月日	年 月 日	
⑦ 職業紹介事業	許可番号	
	届出受理番号	
⑧ 労働者派遣事業	許可番号	
⑨ 備考		

様式第8号の3 (裏面)

⑩ 提供する主なサービスの名称	⑪ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫ URL
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

記載要領

- 1 ※欄には記載しないこと。
- 2 ①欄には、届出者の氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
- 3 ③欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 4 届出者が職業紹介事業者である場合には、⑦欄に当該職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号を記載すること。
- 5 届出者が派遣元事業者である場合には、⑧欄に当該労働者派遣事業の許可番号を記載すること。
- 6 ⑤備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。
- 7 ⑩欄～⑫欄について、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 8 ⑩欄には、提供する主なサービスにおいて用いている名称を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 9 ⑪欄には、職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為のうち、⑫欄に記載したサービスが該当するものを記載すること。複数該当するものがある場合は、全て記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑩欄で記載したサービスがインターネットを通じて提供される場合、その代表的なURLを記載すること。
- 11 ⑫欄、⑬欄及び⑭欄～⑯欄については、人材サービス総合サイトにおいて公表されることに留意すること。

改正内容

② 求人等に関する情報の的確な表示

新設

求人メディア等以外の
一般企業も対象

職業紹介事業者や募集情報等提供事業を行う者等のすべての雇用仲介事業者、さらには**求人を行う一般企業**もが、募集情報について①**虚偽または誤解を生じさせる表示の禁止**と②**最新かつ正確な内容に保つための措置**を講じなければならない義務が新設されました。

◆ 虚偽または誤解を生じさせる表示の留意事項

#	留意事項
1	関係会社が存在している場合に、実際に雇用する予定の企業が関係会社と混同されることのないようにすること
2	労働者の募集と、請負契約の受注者の募集が混同されることのないようにすること
3	賃金形態、基本給、定額の手当、通勤手当、固定残業代等に関する事項について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示しないこと
4	職種・業種等について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いないこと

◆ 罰則

- 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、募集情報等提供を行い、又はこれらに従事したときは、**6か月以下の懲役または30万円以下の罰金**

◆ 募集情報を最新かつ正確な内容に保つための措置

#	措置内容
1	労働者の募集を変更または終了した場合には、その募集情報の掲載を速やかに変更または終了すること。また掲載を依頼した募集情報等提供事業を行う者に対して、掲載を変更また終了するよう依頼すること
2	労働者の募集に関する情報の時点を明らかにすること
3	募集情報等提供事業を行う者から、 不適切な募集情報や正確な記載ではない募集情報の訂正や変更を依頼された場合には速やかに対応 すること

求人媒体を利用する場合のほか、
自社の採用HP等でも守る必要が
あります。



③特定募集情報等提供事業者の 事業概況報告書の提出

特定募集情報等提供事業者は、毎年1回8月31日までに特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない義務が課されます。原則オンラインでの提出となります。

事業概況報告書の主な記載事項

- ①（労働者の募集に関する情報を提供している場合）
 - 6月1日現在の労働者の募集に関する情報の概数
 - 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数
- ②（労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合）
 - 労働者になろうとする者に関する情報の概数
 - 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数
- ③虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止についての措置
- ④正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置
- ⑤求職者等に明らかにしている業務の目的・個人情報などを適正に管理するために講じている措置
- ⑥苦情の処理のために整備している体制

(参考) 特定募集情報等 提供事業概況報告書 様式 (1/2)



様式第8号の6 (第1面) (日本産業規格A列4)

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 称		
⑤ 所 在 地	〒 ー 電話 ()	
⑥ 代 表 者	役 名	
	氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

様式第8号の6 (第2面)

II 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

(参考) 特定募集情報等 提供事業概況報告書 様式



様式第8号の6 (第3面)

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ サービスの概要

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑨ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
<法第5条の4第1項 (虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止) について>

様式第8号の6 (第4面)

<法第5条の4第3項 (正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置) について>

- ⑩ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置
<法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的>

<法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置>

- ⑪ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

④ 苦情の処理

募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者等から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない旨が新設されました。

苦情処理措置の一例

- 1 苦情処理責任者の設置及びサービスページ等へ周知・情報提供
例：
【苦情処理に関する事項】
求人者・求職者等からの苦情については、苦情処理責任者である●●が対応いたします。
連絡先はこちら：●●@●●.jp

弊社で現行の有料職業紹介の枠組みを鑑み、このような対応になると推察しているのみであり、具体的にはこれから労働局で指導内容は決まるということ。
(2022.7.11 16時 東京労働局需給調整事業第二課 確認済)

改正内容

⑤その他



◆報酬受領の禁止【新設】

特定募集情報等提供事業者は、募集情報等提供に関する労働者の募集に応じた労働者から、当該募集情報等提供に関し、**いかなる名義でも、報酬を受けてはならない**旨が法律上で明確化（以前から指針上では規定が存在したが法律に格上げされた形。）

◆事業情報の公開【新設】

募集情報等提供事業者を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うように**努めなければならない**。

◆募集情報等提供事業者への改善命令・立入検査【改正】

改正前は、「**募集情報等提供事業者を行う者**」は、**行政の改善命令や立入検査の対象外であったが、改正後は、改善命令や行政庁の立入検査の対象となる**。改善命令に違反したものは6か月以下の懲役または30万円以下の罰金、立入検査を拒んだり虚偽の陳述をしたときは、30万円以下の罰金が科せられる。

◆個人情報収集・保管・使用の目的を明示【改正】

特定募集情報等提供事業者や求人企業は**求職者等の個人情報を収集・保管・使用する目的を明示**することが義務付けられた。

◆秘密を守る義務【改正】

これまでも職業紹介事業者、求人者等に課されていた「**正当の理由なく、業務上取り扱ったことについて知り得た他人の秘密を漏らしてはならない**。」という義務が特定募集情報等提供事業者やその従業者にも適用される。違反行為をした者は30万円以下の罰金が科せられる。



2022年7月時点での政府発表資料に基づき策定しており、今後アップデートがある場合には適宜お知らせいたします。なお個人情報に関する事項等については詳細は弁護士様の管轄となりますため、顧問の弁護士様等にもご相談いただきたく思います。